

京都に福を呼ぶために！
2月4日(日)
京都市長選
投開票

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守
相談無料

第230号
2024年2月1日(木)
発行責任者 稲村
編集責任者 西浦
連絡先 075-811-6770

仕事の押し付けでたいへんなことに

相談事例①(男性 30代・運送業・トラック
運転・正社員・7年勤務)

*電話での相談

仕事の押し付けがあって大変なことになっている。短距離の輸送。どこかの系列かも?「他の人間はそんなに働いてないやろと思う」。係長位の仕業か?

(アドバイス)

ひとりでも入れる労働組合があります。同じ業界の労働組合役員と一度話をされたほうがいいですね。実状をまず聞いてもらって。すぐに公然化するかどうかは、相談によってでいいです。もちろん労組加入に納得されてからで、いいのですが。



長時間労働で過労死しないか心配 (母親より)

相談事例②(男性 30代・福祉施設・正規・勤
続年数は不明) *母親からのTel

息子の働き方の事で心配。長時間労働で朝の9時頃から、翌日の午後4時ごろまでの勤務。過労死しないか心配。息子にそのことを話しても「ここはそういう職場、仕事にはやりがいを

感じている」と真に受けてくれない。職場では労働組合の分会長もしているが、忙しくて会議も出来ていないという。このままの状態を放置すると職員も定着しないし、ブラックな職場なので労基署に訴えようかと思う。第三者評価で問題なしだが納得がいかない。



(アドバイス)

母親としての心配は理解できるが、息子さん自身が問題意識を持たない限りはどうしようもありません。その施設は宿直勤務が認められているので、労基法違反とは言えません。職場での人手不足を解消するには、制度改善が必要。(事情を労組の役員に伝えて、対応してもらっています。)

しんどい業務を断ると・・・。仕事干される。

相談事例③(男性 40代・運送業・3年勤務・
正社員) *電話での相談

主に夜中の1時からの勤務が多い、先日重量100キロもある筒状の物を100本運ぶように指示があったがしんどいのでその業務を断ると今度は、仕事を取り上げられる事態となり、給料が減った。今は月8000円位だが、将来的には3~4万円の減額になると係長。契約書は仕事を始めた3年前に取り交わしているが、その後、

新たな契約書は結んでいない。他の職員に比べ月当たり20～30時間ほど多く働いている。

(アドバイス)

トラックの運送について詳しい労働組合(建交労)の役員と一緒に事情について話しを聞かせてもらうので、こちらに来られる時に連絡ください。



「ようやく来てくれた」と喜んでもらった会社ではあったが・・・

相談事例④(男性40代・金属加工・正社員・10日目勤務)

会社に入社して10日目だが、危なくいつ指を落とすかわからないし、金属のくずが鼻にも溜まる。「ようやく来てくれた」と、社長や先輩も喜んで大事にしてくれてるが、賃金が16万円で、子どももいるので暮らしていけないし、「長くいるところやない」と言われてる。次の仕事で、調理員で35万円の月収があり、夜間の仕事だが通勤しやすく、明日休んで面接に行く。妻も勧めるので、その調理人になろうと思うが、辞めていいか？今は試用期間中。辞めても問題はないか？



(アドバイス)

有期雇用でないので辞めるのは自由。金属加工会社はいい人ばかりで、大事にしてくれそうだが、安全でないし、賃金安くて、会社閉業するかもしれないということなら、職業選択の自由

で仕方ない。2週間前に退職を申し出れば、問題なく辞めれると思う。本来はその金属の現場で労組結成して安全面の改善を図り、賃上げを勝ち取り、会社継続を労働組合からもバックアップしていただきたいところではあります。

1月の相談内容の特徴

相談件数(新規)は19件で累計19350件でした。

- ・相談の契機はホームページ9、団体・個人2、ビラ2、FB/ツイッター1、不明5
- ・性別は男性10、女性9
- ・相談内容は、パワハラ5、解雇・雇止め3、労働時間・休暇2、賃金残業代2、配転出向1、労働条件切り下げ1、退職強要1、その他4
- ・組合員拡大はありませんでしたが、組合紹介が数件あり、今後組合加入の期待があります。

一方的に動画撮影・アップ

相談事例⑤(男性40代・民間事務・正社員・5年勤務)

仕事で顧客先に行った際のやり取りを同僚が勝手に撮影して、動画を撮られた。自分としては恥ずかしい内容だが、自分の了承もなく、勝手にライングループ(〇人)にもアップされた。また、仕事の後の飲み会でちょくちょくいじられる事があり困っている。どのように対応したら良いか？

(アドバイス)

あなたが望まないのに一方的に動画をアップするのは問題があります。その行為を止めてもらうように会社の上司に訴えることと。また、証拠の為に録音録画をしておいてください。会社の上司が対応できない場合は、労働局のハラスメント窓口や弁護士を紹介することもできます。